

一般社団法人日本ラクロス協会
競技団体会員入会審査規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第6条第1項第1号に定める競技団体会員の入会手続きに関する事項を定める。

(種 別)

第2条 定款第6条第1項第1号に定める「競技団体会員」は、「学生競技団体会員」と「その他競技団体会員」の2種とする。

(学生競技団体会員の資格)

第3条 学生競技団体会員の入会資格は、下記のとおりとする。

- (1) 同一の大学、短期大学、高等学校又は中学校の同性の学生選手によって組織されるラクロスの競技団体であること。但し、高等学校又は中学校の場合、学校公認団体でなければならない。また、同一学校法人内であれば、大学生及び短期大学生の選手が合同して一つの競技団体を構成することは差し支えないものとする。高校生及び中学生の選手が合同して一つの競技団体を構成することも同様とする。なお、選手以外の指導者等の構成員については、同性で構成される必要はないものとする。
- (2) 同一校に既に同性の学生競技団体会員が存在しないこと。但し、同一の学校法人内に、異なる種類の学校（学校教育法第3章から第11章にそれぞれ定めるものをいう。）が存在する場合、これらの複数種類の学校については、それぞれ本項にいう「同一校」とはみなさないものとする。
- (3) 入会申請書提出時点において、当該学生競技団体に、15名以上の本協会競技会員たる選手が在籍していること。
- (4) 団体の運営及び代表者の選出にかかる規約が存在すること。
- (5) 本協会の活動方針を理解し、積極的に活動に参加する意志があること。
- (6) 反社会的勢力と関係を有しないこと。
- (7) 満18歳以上の競技会員たる代表者を定めていること。但し、同一人物が複数団体の代表を兼ねることはできないものとする。

(学生競技団体会員の入会申請手続)

第4条 学生競技団体会員の入会申請は、本協会の事業年度内であればいつでも受け付けるものとする。

2. 学生競技団体会員として入会を希望する者は、次に掲げる各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 入会申請書

- (2) 団体規約
- (3) 構成員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 学校側責任者の確認書（署名または記名押印のあるもの）

（学生競技団体会員の入会審査）

第5条 本協会理事会は、学生競技団体会員として入会を希望する者から前条所定の書類の提出があった場合には、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合を除き、入会を許可する旨の決議をしなければならない。なお、本協会は、理事会の決議をもって、本条の審査について、担当理事に委任することができる。

- (1) 提出された書類に不備があり、再提出等を求めた場合において、指定期日までに必要な書類の提出がない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 第3条に定める要件を満たさない場合

2 前項の審査において、入会を許可しない旨の通知を受けた学生競技団体は、本協会理事長に、再審査を請求できるものとする。

（学生競技団体会員の更新申請手続）

第6条 学生競技団体会員は、毎年1月1日から3月31日までの間に、更新申請手続をしなければならない。

2. 学生競技団体会員は、更新申請手続の際に、次に掲げる各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 更新申請書
- (2) 団体規約（前年度提出分から変更ある場合のみ）
- (3) 構成員名簿（第3条第3号の要件充足が確認できるもの）
- (4) 役員名簿
- (5) 学校側責任者の確認書（前年度提出分から変更ある場合のみ）

3. 前項に定める書類を付して更新申請手続を行わない学生競技団体会員は、本条第1項の期間満了をもって会員資格を喪失するものとする。但し、期間内に更新申請手続ができなかったことにつき真にやむを得ない事由があると認められる場合はこの限りでない。

4. 本協会は、本条の審査について、理事会決議をもって、担当理事に委任することができる。

5. 前項の審査において、更新を許可しない旨の通知を受けた学生競技団体会員は、本協会理事長に、再審査を請求できるものとする。

（その他競技団体会員の資格）

第7条 その他競技団体会員の入会資格は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 他のクラブチーム等に選手として所属していない選手で構成されていること。なお、選手・指導者等の構成員のいずれとも、同性のみでなくとも差し支えないものとする。
- (2) 入会申請書提出時点において、20名以上の本協会競技会員たる選手および指導者等の構成員が在籍していること。
- (3) 他のクラブチーム等と同一のチーム名を有するものでないこと。
- (4) 団体の運営および代表者の選出にかかる規約が存在すること。
- (5) 本協会の活動方針を理解し、積極的に活動に参加する意志があること。
- (6) 反社会的勢力と関係を有しないこと。
- (7) 満18歳以上の競技会員たる代表者を定めていること。但し、同一人物が複数団体の代表を兼ねることはできないものとする。

(その他競技団体会員の入会申請手続)

第8条 その他競技団体会員の入会申請は、本協会の事業年度内であればいつでも受け付けるものとする。

2. その他競技団体会員として入会を希望する者は、次に掲げる各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 入会申請書
- (2) 団体規約
- (3) 構成員名簿
- (4) 役員名簿

(その他競技団体会員の入会審査)

第9条 本協会理事会は、その他競技団体会員として入会を希望する者から前条所定の書類の提出があった場合には、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合を除き、入会を許可する旨の決議をしなければならない。

- (1) 提出された書類に不備があり、再提出等を求めた場合において、指定期日までに必要な書類の提出がない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 第7条に定める要件を満たさない場合

(その他競技団体会員の更新申請手続)

第10条 その他競技団体会員は、毎年1月1日から3月31日までの間に、更新申請手続をしなければならない。

2. その他競技団体会員は、更新申請手続の際に、次に掲げる各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 更新申請書
- (2) 団体規約（前年度提出分から変更ある場合のみ）
- (3) 構成員名簿（第7条第2号の要件充足が確認できるもの）
- (4) 役員名簿

3. 前項に定める書類を付して更新申請手続を行わないその他競技団体会員は、本条第1項の期間満了をもって会員資格を喪失するものとする。但し、期間内に更新申請手続ができなかったことにつき真にやむを得ない事由があると認められる場合はこの限りでない。

（準用）

第11条 第5条第1項柱書後段、第5条第2項、第6条第4項及び第5項については、その他競技団体会員の入会審査及び更新手続に準用する。

（改正）

第12条 この規程の改廃は、社員総会決議によるものとする。

附則

この法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条所定の公益認定を受けた際には、本規程の「一般社団法人」とある部分は、「公益社団法人」と読み替えるものとする。

令和3年5月29日 制定

令和4年3月26日 改正

令和4年4月1日 施行